

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

2014年度定時評議員会議事録

日時 2014年6月20日(金) 10:00~11:30

場所 Hikarie(ヒカリエ)カンファレンス Room 1102

評議員総数:7名

出席者 評議員:青木剛、青山善充、早田卓次、藤井正雄、森正博

監事:川原貴、辻居幸一

代表理事:道垣内正人

事務局:板橋一太、櫛田葉子

欠席者 評議員:梶谷剛、伍藤忠春

定款第16条第2項の規定に基づき、藤井正雄評議員会長が議長席につき、定款23条第1項及び第2項の規定に従い、議決に加わることのできる評議員7名中5名の出席により定足数を満たしたので本評議員会は有効に成立した旨を宣し、議事に入った。

【議決事項】第1号:2013年度事業報告の件(資料3)

2013年度事業報告についての道垣内代表理事及び板橋事務局長からの説明の後、定款11条1項に基づき、藤井評議員会長より諮られ、全会一致でこれを承認可決した。青山評議員より相談件数以外に問い合わせ(一般相談)の件数を分けて集計している場合は、問い合わせの件数も来年度以降掲載することの示唆があった。

【議決事項】第2号:2013年度決算報告の件(資料4)

2013年度決算報告についての道垣内代表理事及び板橋事務局長からの説明の後、定款11条1項に基づき、藤井評議員会長より諮られ、全会一致でこれを承認可決した。

【議決事項】第3号:金融機関からの短期借入れに必要な基本財産の担保提供の件(資料5)

文科省から受託している事業の実施には一時的に機構の負担で支払いを行う必要が生じることから、事業の円滑な遂行のため、定款8条2項に基づき、基本財産(300万円)を銀行からの短期借入れの担保に提供することを認めて頂きたい旨の道垣内代表理事及び板橋事務局長からの説明の後、藤井評議員会長より諮られ、2014年度に限り基本財産を担保に提供することを認める旨全会一致(評議員現在数の3分の2以上に当たる)で承認可決した。

【議決事項】第4号:その他

特になし。

【報告事項】第1号：2014年度事業計画の件（資料6，7）

2014年度事業計画について、道垣内代表理事及び板橋事務局長より報告が行われた。

【報告事項】第2号：2014年度予算の件（資料8）

2014年度予算について、道垣内代表理事及び板橋事務局長より報告が行われた。

【報告事項】第3号：諸規則の改正の件（資料9，10）

諸規則改正のうち、若干の重要な事項について、道垣内代表理事及び板橋事務局長より報告が行われた。

【報告事項】第4号：その他

特になし。

なお、道垣内代表理事より、2015年度の定時評議員会は、理事の改選が伴う人事案件の審議をお願いすることになる旨発言があった。

以上この議事録が正確であることを証するため、定款第26条の規定により、藤井正雄議長及び出席した評議員のうち、議長の指名により定められた青木剛評議員が、次のとおり記名押印する。

以上

配付資料

1. 役員名簿
2. 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構定款
3. 2013年度事業報告書
- 4-1. 2013年度決算報告書（貸借対照表）
- 4-2. 2013年度決算報告書（正味財産増減計算書）
- 4-3. 2013年度決算報告書（正味財産増減計算書内訳表）
- 4-4. 2013年度決算報告書（財務諸表に対する注記）
- 4-5. 2013年度決算報告書（附属明細書）
- 4-6. 2013年度決算報告書（財産目録）
- 4-7. 2013年度決算報告書（独立監査人の監査報告書）
- 4-8. 2013年度決算報告書（監事監査報告書）
5. 金融機関からの短期借入に必要な基本財産の担保提供の件

6. 2014年度事業計画
7. 事業実施計画（ガバナンス関係のみ）
8. 2013年度決算（見込み）及び2014年度予算
9. スポーツ仲裁規則改正
10. 加盟団体スポーツ仲裁規則改正

上記の通り相違ありません。

2014年6月26日

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構評議員会

議長： 藤 井 正 雄 /s/

評議員： 青 木 剛 /s/